

## (2) 課税対象とならない軽油に関する調

区	分	免税軽油使用者数等	数量 ( k l )
法第144条の5関係 (国外消費または 二重課税排除の ための課税免除)	輸 出	0	0
	課 税 済	53	37,482
	<b>小 計 (A)</b>	<b>53</b>	<b>37,482</b>
法附則第12条の2の7第 1項関係 (用途による課税免除)	船 舶	1,175	5,940
	航 路 標 識 等	1	1
	鉄道用車両または軌道用車両	3	332
	農 業 等	7,802	3,330
	林 業 等	7	239
	陶 磁 器 製 造 業	0	0
	セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く)	15	264
	生コンクリート製造業	0	0
	電 気 供 給 業	1	3,024
	地熱資源開発事業	0	0
	鉱物の採掘事業	24	2,871
	とび・土木工事業	9	632
	鉱さいバラス製造業	0	0
	化 学 工 業	0	0
	石油製品製造業	0	0
	港 湾 運 送 業	5	413
	倉 庫 業	2	3
	貨物運送取扱事業等	0	0
	航空運送サービス業	0	0
	廃棄物処理事業	5	48
木 材 加 工 業	21	684	
木 材 市 場 業	4	63	
た い 肥 製 造 業	1	23	
索 道 事 業	8	253	
<b>小 計 (B)</b>	<b>9,083</b>	<b>18,120</b>	
アメリカ合衆国軍隊関係	(C)	0	0
外国公館等の暖房用ボイラー関係	(D)	0	0
<b>合計 (A)+(B)+(C)+(D)</b>		<b>9,136</b>	<b>55,602</b>

(注) 法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、平成25年2月末日現在の免税軽油使用者数を記載した。